

2014年度（第18回）

香川県女子アマチュアゴルフ選手権競技

兼 第68回 国民体育大会ゴルフ競技香川県女子代表選手選考競技

兼 第13回 日本スポーツマスターズゴルフ競技香川県女子代表選手選考競技

開催日：平成26年6月18日(水)・19日(木)
開催コース：坂出カントリークラブ

主催 香川県教育委員会、(公財)香川県体育協会
主管 香川県ゴルフ協会
共催 四国ゴルフ連盟
後援 四国新聞社

JGAゴルフ規則を適用する。ゴルフ規則と付属規則Iの規定は最新のゴルフ規則が適用される。

ただしゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に記載されている場合を除き

ローカルルール及び競技の条件の罰は2打の罰とする

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付I(C)1b』を適用する。

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバー・ヘッドリストの条件・ゴルフ規則付I(C)1a』を適用する。

5. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付I(C)5b』を適用する。

7. プレーの中止と再開

(1) プレーの中止（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則6-8b,c,dに従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中止となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。

競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7にきめられているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則6-8b注）

(3) プレーの中止と再開の合図について

a. 通常のプレー中止：短いサイレンを繰り返して通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。

b. 険悪な気象状況：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。
による即時中止

c. プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。

8. 移動

本競技では、プレーヤーのゴルフカートの使用および乗車を認める。但し、ゴルフカートはプレーヤーの携帯品の一部とする。

そのカートとカート上の全ての物は、球との関連で問題が生じた場合、その球の持主であるプレーヤーの携帯品とみなす。

但し、そのカートを共用しているプレーヤーの一人がこれを動かしていた時、または一人のプレーヤーの指示で共用のキャディーが動かしていた時は、そのカートとカート上の全ての物はカートを運転しているプレーヤー、または特定の指示を出したプレーヤーの携帯品とする。

9. スコアカードの提出

本競技においては、提出ボックス方式を採用する。

《裏面に続く》

10. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (C)2』を適用する。

11. 順位の決定

所定のホールを終了し1位にタイが生じた時は、ただちに競技委員会の指定するホールを使用し、ホールバイホールによるプレーイングを行い順位を決定する。尚プレーイングは、1位を決定しそれ以外のプレーイングに参加した選手は全て2位とする。

ミッドアマの部、シニアの部の表彰は各部門上位3名とする。タイが生じた場合には、I. 最終日のスコア上位者 II. 最終日のINコースのマッチングスコアカード方式 III. 同17番ホールからのカウントバックにより順位を決定する。

12. 使用ティーマーカー

コンペマークを使用する。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則27-1）

アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. 修理地（規則25-1）

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。

3. ラテラルウォーターハザード（規則26-1）

ラテラルウォーターハザードは赤線または、赤杭をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

4. 動かせない障害物（規則24-2）

- a. 排水溝および排水マス
- b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす、わだち跡を含む）

5. グリーンに近接する動かせない障害物について

グリーンに近接する動かせない障害物について、『ゴルフ規則付 I (B)6』を適用する。

6. コースと不可分の部分

ラテラルウォーターハザード内の（ア）ボール止めの金網（イ）積み石（ウ）土留め用の木材壁。樹木に巻き付けたり、密着させてあるもの。

7. ドロップ区域

11番ホールにおいて、球がグリーン手前のラテラル・ウォーターハザードに入った場合は、1打罰を付加して指定ドロップ区域にドロップしてプレーすることができる。（ゴルフ規則付 I (B)9参照）

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加・変更のある時は、掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは、使用禁止とすることがある。
3. コース内での携帯電話は、許可なく使用を禁止する。尚裁定14-3/18についてはこの限りではないが、他の規則違反とならない様に充分注意する事。
4. 練習は指定練習場で行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、1人1コイン（30球）を限度とする。尚、250ヤード以上距離の出るクラブの使用は禁止する。
5. 競技委員会は競技中を含めいつでも出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

競技委員長 武井 峰子